

こ 成 保 2 2
令和 5 年 4 月 21 日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿
各中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

小規模保育事業における 3 歳以上児の受入れについて (通知)

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) における小規模保育事業については、保育施設 (利用定員が 6 人以上 19 人以下であるものに限る。) において、原則として、保育を必要とする 0～2 歳までの乳児・幼児 (以下「3 歳未満児」という。) の保育を行う事業とされています (児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項第 1 号)。また、国家戦略特別区域法 (平成 25 年法律第 107 号) 第 12 条の 4 における児童福祉法等の特例措置として、原則 3 歳未満児を対象とする小規模保育事業について、国家戦略特別区域においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を 0～5 歳の間で柔軟に定めることが可能となっているところです。

今般、小規模保育事業について、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国において、3 歳未満児を対象とする小規模保育事業において満 3 歳以上の幼児 (以下「3 歳以上児」という。) を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとしましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 小規模保育事業における 3 歳以上児の受入れについて

小規模保育事業については、原則、保育を必要とする 3 歳未満児を対象としており、

児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき、「満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の実情」を勘案して、3歳以上児を受け入れることができることとされている。

今般、同号の規定の解釈を示す事業者向けFAQ（よくある質問）【第7版】（平成27年3月）について、別紙のとおり改正することとしているため、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、各市町村においてニーズに応じて柔軟に判断していただきたい。

2 留意事項

小規模保育事業において3歳以上児を受け入れる場合には、集団での遊びの種類や機会に課題がある点に留意が必要であることから、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令告示の改正等について（通知）」

（平成29年9月22日内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省子ども家庭局長通知）の記3における「異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び3歳以上児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮等」も参照に、適切に配慮・工夫を行っていただきたい。

【添付資料】

- ・（別紙）事業者向けFAQ（よくある質問）【第7版】（平成27年3月）の一部改正【新旧対照表】
- ・（参考）「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令告示の改正等について（通知）」（平成29年9月22日内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省子ども家庭局長通知）

【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係